

## 令和5年度 公契約審議会議事録（要旨）

### 1 開催日時

令和6年3月22日（金）10時00分から11時00分まで

### 2 開催場所

第一応接室（本庁舎3階）

### 3 出席委員

高野尾三穂委員、山本綾子委員、丸山正秀委員、山口尚徳委員、伊藤浩一委員

### 4 欠席委員

武田善彦委員

### 5 事務局出席者

小野契約管財課長、鳥井課長補佐、野口主査

### 6 会議要旨

（事務局）

ただいまから、令和5年度松本市公契約審議会を開会する。

本日は初めて開催する審議会ということで、会長及び副会長の選出が行われるまでは、私、契約管財課長の小野が進行役を務めるのでよろしく願いたい。

委員の出欠状況については、本日、事業所団体から推薦をいただいた武田様は、欠席となっている。それでは開会に先立ち、小口財政部長から一言挨拶を申し上げる。

（財政部長）

このたびは、本市の公契約審議会の委員を引き受けいただき誠に感謝している。また、公契約条例の制定に当たり、多大なる理解と協力をいただき、この場を借りて改めて感謝を申し上げます。おかげさまをもちまして、令和5年7月1日付けで「松本市公契約条例」を制定することができた。県内では3番目の条例制定ということになるが、その内容については、実効性が担保された、非常に中身のある条例になったものと認識している。ただし、条例の制定というものは、言うまでもなくゴールではなくスタートということになる。承知のとおり条例の目的に掲げている労働者の適正な労働条件の確保、そして公共工事等の適正な履行及び品質の確保、さらには、それらによって、地域経済の活性化及び社会的課題の解決に資する取組みの推進、これを実現することこそがゴールであるというふうに考えている。当審議会については、その目的を実現するための手段の一つと捉えているのでよろしく願いたい。委員の方においては、それぞれの立場、ま

た知見により、多角的、多面的に審議を頂戴し、忌憚のない意見をいただければと考えているので、是非ともよろしく願いたい。また、本日、初回ということで、本来であれば、委嘱状を市長から直接、渡すところではあるが、本日、市長は、別の公務で都合がつかないということで、大変申し訳ないが手元に配付させていただいた。簡単ではあるが、冒頭のあいさつに代えさせていただく。よろしく審議いただくよう願いたい。

(事務局)

それでは、次第4の自己紹介に移らせていただく。

本日は、顔合わせということで、本日配付している資料の2枚目、資料1に委員名簿があるので、こちらの委員の名簿順に沿って自己紹介形式で願いたい。

〔各委員自己紹介〕(省略)

(事務局)

なお、小口部長は所用のため、ここで退出させていただくので、了承願いたい。

〔小口財政部長退席〕

(事務局)

続いて、市の事務局職員を紹介する。こちらについても、事務局の名簿順に沿って自己紹介をさせていただく。

〔事務局自己紹介〕(省略)

(事務局)

それでは、次第の5の会長及び副会長の選出に移らせていただくが、その前に、若干だが、これまでの経過について説明させていただくと、本日開催の「松本市公契約審議会」については、資料2の「松本市公契約条例」第17条の規定に基づき、審議会を設置し、委員の選出等させていただいたところである。

この審議会は、公契約条例の施行状況を検証するための組織で、条例の運用状況を検証し、制度の見直しなどについて意見をいただくためものになる。また、資料3の「松本市公契約条例施行規則」第11条で会長及び副会長の選出等について定めており、この後、次第5で会長及び副会長の選出について委員の互選により決めたいと考えている。

それでは、会長及び副会長の選出を願いたいと思うが、はじめに、会長及び副会長への立候補、もしくは適任と思われる方の推薦等があれば、挙手願いたい。

(各委員)

立候補者及び推薦者なし

(事務局)

立候補者等がないため、事務局から提案させていただくと、本審議会に関しては、公契約に関する施策の適正な実施を推進するための組織としていることから、労使双方の委員の方からは、それぞれの立場から活発な意見をいただきたいと思います。そのためにも、会長、副会長には、学識経験者の二人と考えている。事務局案としては、本条例の検討委員会において委員長を務めていただいた高野尾委員に会長を、山本委員には副会長を担っていただきたいと思いますと考えているがいかがか。

(各委員)

意見等なし

(事務局)

それでは、会長は高野尾委員に、副会長には山本委員に努めていただくことについて、賛成の方は拍手を願いたい。

(各委員)

全員拍手

(事務局)

全員一致で、会長、副会長を決定した。

(事務局)

それでは、この後の進行については会長に願いたい。

(会長あいさつ)

有意義な議論を進めていきたいと思っているのでよろしく願いたい。

それでは、配布資料の次第の順番に従い進めさせていただく。まず、「松本市公契約条例の概要」について、事務局から説明を願いたい。

(事務局)

配布資料1～3に基づき、一括して説明

[説明内容は省略]

(会長)

ただいまの説明で、何か質問等はあるか。

(各委員)

意見等なし

(会長)

続いて、議事(2)を事務局から説明を願いたい。

(事務局)

配布資料4に基づき、一括して説明

[説明内容は省略]

(会長)

ただいまの説明で、質問等はあるか。

(委員)

特定公契約の適用対象案件数だが、資料4に記載のR5. 10. 1以降の案件数とあるは、この日以降に契約したもので対象になったものが、この件数ということで良いか。

(事務局)

この2月末までに契約したものになる。ただ、この条例が多く適用になるのが、この4月からの契約になるので、1年が経過してみないと実際の件数というものは、把握できない。

(委員)

見込数が分かれば教えていただくことは可能か。

(事務局)

建設工事だと、1億円以上が対象となり、多くても十数件程度。業務委託に関しては、清掃が50件前後、警備に関しては、機械警備は対象から除くとしており、市内にある施設のほとんどが機械警備であることから、対象となるものは一桁程度の見込み。受付、電話交換、宿日直については、本庁舎における業務が該当するだけと思われるため、2、3件程度の見込み。指定管理については、60～70件程度になるものと思われる。

(会長)

他に質問等あるか。

(委員)

労働環境報告書の提出については、事業者から嫌だなという声もなく、すんなりと提出されているのかどうか伺いたい。

(事務局)

今のところ、そのようなことはない。建設工事にあたっては、大きい工事になると下請けが2次、3次とあるため、相当数の業者が関わってくるので、業者の方には時間をかけて準備していただいていることからすると、負担をかけているという感覚はあるが、これまでそういった苦情というものは特にない。また、長野県の最低賃金が毎年10月に賃上げ改定されているので、最低賃金で働く労働者がいた場合は、その時点で、再度、労働環境報告書を提出することになるので、そういった面でも負担していただく形にはなっていない。

(委員)

全国的な事例として、賃金を決める際、最低賃金のところにあわされて、熟練した技術者の賃金が押されてしまっているという課題があると言われているが、松本市ではそういった事例はないという理解で良いか。

(事務局)

賃金に関しては、職種別の傾向などの詳細までは把握ができていないが、工事に関しては、技能労働者の賃金は、最低賃金と比べ若干高い金額が示されている状況にある。一方、清掃等のサービス系については、最低賃金帯で働く方が多い傾向にあるということは認識している。

(委員)

建設工事は、慢性的な人手不足で、熟練労働者が減少し後継者不足になっている。会社としては、それなりの報酬額を出さなければ維持できないので、建設工事に関しては問題ないと思っている。

(委員)

私ども、公共工事に設工事の場合は、労働者の賃金単価がある程度公表されて示さ

れている。この2月から導入された単価も5.4%アップしている。この金額をベースに積算して入札を行っているので、労務費を上げていかざるを得ない状況がある。また、働き方改革の中で、賃金や休日という大きなテーマになっているし、待たなしの状況になっているので、そういった意味でも環境を良くという動きは強いと感じている。

(委員)

若手の育成のためにも、労働環境の改善と賃金のベースアップが一番大事なことだと思っている。

(委員)

草刈り等の業務委託のことだが、特にこの業務については、入札において予定価格の6割で落札しているものもあり、工事のような失格基準もなく、入札根拠となるものもそれほど縛りはない。このような低入札で行われている業務は、現在、対象に入っているのか。

(事務局)

これまでの経過の中で、清掃、警備、受付、電話交換、宿直の人件費割合が高い業務に限って特定公契約として定義しているので、今のところ草刈等の業務は対象にしていけない状況である。

今後にはなるが、審議会からいただいたご意見や状況等を踏まえて、特定公契約をどうするのかといったところも審議会の中で審議していけたらと思っている。

(会長)

他に何かあるか。

(各委員)

意見等なし

(会長)

それでは、続いて、議事(3)の説明を事務局から説明を願いたい。

(事務局)

配布資料5～6に基づき、一括して説明

[説明内容は省略]

(会長)

ただいまの説明で質問等はあるか。

(委員)

この方針は、非常にありがたいと思っている。発注割合を見ると、建設業は、市内発注の割合が高いのだが、他の業務に関しては割合が低い業種もあるため、できるだけ松本市内の業者への発注に繋げていければ良いと思っている。また、従事者にとっても、市内に限定されれば仕事も取れ易くなるので、従業員のやる気に繋がることもあるので、出来るだけ100%に近い発注率になるよう、この方針は進めていただきたいと思う。

(会長)

4の「優先発注の実施方針」の中で、例えば、ア一般競争入札の(ア)の文中、ただし以降の、「技術的難易度が高い場合は、所在地要件を拡大できる」とあるが、この判断は誰がするのか。

(事務局)

この判断は、契約管財課が中心となり、庁内で発注に関する組織があるので、その中で、工事の内容や規模等により諮ったうえで発注することになる。これまでの例としては、博物館だが、大きな建物で、一般的な建物と違って特殊性があるものといったものは、市内業者ではなく市外業者が主体となって、市内業者はJVの構成委員に入って施行しているケースがある。

(委員)

先ほどの資料4の説明によると、概ね70件程度で推移していくということだが、この70件の確認作業を契約管財課で行われるということで、新たに加わる部分について、職員の増員などの対応はしているのか。

(事務局)

増員の予定はない。作業量として若干の増加はあるが、担当がそれぞれいるので、ひとりの職員に集中することはないと思っている。

(委員)

今後、更に件数が増加していくと、職員に対する負担が大きくなり働き方改革とは逆行していくことになるので、その際には、増員を要求していくような形で対応してもらいたいと思う。

(会長)

他に、全体を通して質問等はあるか。

(各委員)

特に意見等なし。

(会長)

他にないようであれば、審議会を閉じたいと思う。それでは、今後の日程について、事務局の方から確認いただけるか。

(事務局)

今後の日程については、事務局の案としては、特段の審議等が無ければ、年1回程度の開催としたいと考えている。この条例が昨年10月に本格運用を開始して間もないということもあり、1年を経過した段階で報告するような形が良いのかと思っているので、次回開催を、今年10月頃に開催できればと考えている。

(各委員)

特に意見等なし。

(事務局)

それでは、次回開催については、10月頃を目途に、再度、会長と調整した上で案内を通知することとする。

(会長)

本日の議事はこれで終了する。

(事務局)

以上で、令和5年松本市公契約審議会を閉会する。